

## 岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 21世紀における高齢社会の将来展望及び介護保険制度の保険者である市町村等への支援策について定めた「岐阜県高齢者安心計画（老人福祉計画・介護保険事業支援計画）」（以下「県計画」という。）の作成、見直しの他、県計画の推進等について意見交換を行うために、岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見交換を行うことを目的とする。

- (1) 県計画の作成、見直し
- (2) 県計画の進捗
- (3) その他県計画の作成・推進に関すること

### (組織)

第3条 会議は、別表1に掲げる者の他、知事が必要と認める者をもって構成する。

- 2 会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、構成員の互選により選出する。
- 4 会長は、会議を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (連絡会議)

第4条 第2条に掲げる事項について、庁内関係各課（室）間の連絡調整等を行うため、岐阜県高齢者安心計画作成連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。

### (会議)

第5条 会議は健康福祉部高齢福祉課長（以下「高齢福祉課長」という。）が招集する。

- 2 高齢福祉課長は、必要に応じて、会議に構成員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

### (任期)

第6条 構成員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第7条 会議の事務局は、健康福祉部高齢福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、高齢福祉課長が会長と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づく委員である者は、この要綱の施行の日に改正後の要綱の規定により構成員となったものとみなす。この場合において、当該構成員の任期は、施行日における改正前の要綱に基づく委員としての任期の残任期間とする。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づく委員長及び副委員長の職にある者は、それぞれ施行の日に改正後の要綱の規定により会長及び副会長として選出された者とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年7月31日に任期が満了する構成員の任期については、第6条本文の規定にかかわらず、任期の末日を平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 《 岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議 》

構成員
一般財団法人岐阜県老人クラブ連合会代表
一般社団法人岐阜県医師会代表
一般社団法人岐阜県介護福祉士会代表
一般社団法人岐阜県社会福祉士会代表
岐阜県介護福祉士養成施設連絡協議会代表
岐阜県議会代表
岐阜県市長会代表
岐阜県町村会代表
岐阜県リハビリテーション協議会代表
岐阜県老人福祉施設協議会代表
岐阜県老人保健施設協会代表
公益財団法人介護労働安定センター岐阜支所代表
公益社団法人岐阜県看護協会代表
公益社団法人岐阜県歯科医師会代表
公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会代表
公益社団法人認知症の人と家族の会岐阜県支部代表
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会代表
中部学院大学教授
NPO法人岐阜県居宅介護支援事業協議会代表
NPO法人岐阜県グループホーム協議会代表
NPO法人まめなかな代表
笠松町地域包括支援センター代表
公募による構成員

別表2

《 岐阜県高齢者安心計画作成連絡会議 》

構成員	
危機管理部	消防課長
	防災課長
清流の国推進部	地域スポーツ課長
	ねんりんピック推進事務局長
総務部	管財課長
環境生活部	環境生活政策課長
	県民生活課長
	人権施策推進課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
	医療整備課長
	国民健康保険課長
	医療福祉連携推進課長
	保健医療課長
	障害福祉課長
	地域福祉課長
	子育て支援課長
商工労働部	労働雇用課長
	産業人材課長
	産業イノベーション推進課長
農政部	農業経営課長
	農産園芸課長
県土整備部	道路維持課長
都市建築部	公共交通課長
	住宅課長
	建築指導課長
教育委員会	義務教育課長
	高校教育課長
	教育研修課長
警察本部	生活安全総務課長
	交通企画課長
	運転免許課長